

**高齢化社会における持続可能な福祉を考える
－ シンガポールの年金制度(CPF)－**

2004年9月
シンガポール駐在員事務所
日本政策投資銀行

[要旨]

現在、多くの先進国が人口の高齢化に直面しているが、シンガポールも例外ではない。今後 30 年以内に、シンガポールの 65 歳以上の高齢者人口は現在の 23 万 7000 人から 79 万 5900 人に膨れあがる見込みである。これは就業者 3.5 人が退職者 1 人を扶助する計算になる。さらに、ここ数年の出生率は人口の高齢化を抑制するに必要なレベルを下回っており、人口高齢化の加速と生活水準の向上のなかで、退職者が老後生活に十分な生活原資を確保できるよう何らかの対策を見出さなければならない必要に迫られている。

現在、日本を含む多くの国では、年金制度の資金確保に「賦課(賦課再配分による世代間扶養)方式」を採用しており、このため退職者の受給額が就労期間中の納付額を下回る結果が生じている。これに対し、シンガポールでは「積立(給与天引による自己積立)方式」を導入し、国民の老後の生活資金確保を支援している。積立方式は、個人の拠出額全額が、その個人の口座に積み立てられ、定年時における積立額全額プラス利子の受給が確保されているという特色を持つ。シンガポールでは、このような年金制度を「中央積立基金(Central Provident Fund、略して CPF)」と呼ぶ。すべてのシンガポール人就業者は CPF への強制加入が義務づけられており、給与の一部が各個人の CPF 口座に積み立てられ、55 歳以降に過去に積み立てた拠出額と利子を引き出すことができる仕組みである。

本報告書は、シンガポールの社会保障制度であるこの CPF に焦点をあてて、その仕組みや特色、将来の課題などについて概説したものである。

第 1 章ではシンガポールの出生率低下と、人口の高齢化について取り上げる。第 2 章では CPF 制度について、その構造と機能を説明する。第 3 章では CPF 加入者に提供されるサービスの概要、および CPF に関する統計データを、また続く第 4 章では平均的なシンガポール国民の CPF が就業開始から退職までどのように算出されるかについて、典型的な 2 つの例を用いて紹介する。第 5 章では日本の年金制度とシンガポールの CPF 制度を簡単に比較し、両制度のメリットおよびデメリットを指摘する。最後に、多くの国々から年金制度改革の模範的モデルとして参考にされるシンガポールの CPF 制度も、特に民間セクターや CPF 加入者の制度への参画によりなお改善の余地があることに言及して、本報告書のまとめとする。

シンガポール駐在員事務所

研究員 Teo Besey

(監修)

南洋理工大学ビジネススクール

助教授 Lai Si, Tsui-Auch

目次一覧

	<u>ページ</u>
1. はじめに	3
♦ シンガポールの人口構造の変化	
2. 中央積立基金(CPF)	5
♦ CPF の仕組み	
♦ 特別口座、普通口座、メディセーブ口座	
3. CPF の利用	9
♦ 退職後の生計	
♦ 持家購入	
♦ 健康保険	
♦ その他	
♦ CPF の利用状況	
4. 平均的シンガポール国民の CPF 貯蓄例	14
♦ 例 1: 投資制度や持家制度を利用しない場合の CPF 貯蓄	
♦ 例 2: 持家制度を利用する場合の CPF 貯蓄	
♦ CPF プロジェクターにおける見積算出の前提条件について	
5. 日本の年金制度とシンガポールの CPF 制度の比較	16
6. まとめ	21
附録 1: 入院費、出産費、通院治療費に対するメディセーブの適用範囲	23
附録 2: 教育費に適用可能な CPF の算定	25
参考資料	26

(注) 本報告書中に記載されている \$ は、シンガポールドル (\$\$) を表し、
1 シンガポールドルは約 6.5 円 (2004 年 8 月末現在) である。

1. はじめに

シンガポールの人口構造の変化

過去 40 年以上にわたる経済の急成長は、政治的にも経済的にもシンガポールを広く国際社会に認知させた。しかしながらそれと同時に、人口高齢化という切迫した問題も顕在化してきた。生活水準、医療水準、教育水準の向上により、平均寿命は延び、晩婚化は進み、独身族も増えた。さらに乳児死亡率が低下する一方で、大家族で生活するという伝統的価値観は薄れ、核家族化が進んだ。60 年代から 70 年代にかけて、出産ブームに経済成長が追いつかないのではないかという懸念が、政府に『Stop at Two(出産は 2 人まで)』と呼ばれる家族計画キャンペーンの導入を決断させ、避妊用具の使用を奨励し、安価なまたは無料の妊娠中絶や避妊手術の提供を進めた。それだけに留まらず、さらに政府は、第 3 子の出産に対する出産休暇を廃止し、また夫婦のいずれかが避妊手術を受けない限り、第 3 子以降の子供に対する優先入学を認めないといった出産抑制措置の実施にまで踏み切った。恐らくこのときの家族計画に対する政府介入が予想以上に効果を発揮したおかげで、シンガポール人は今日、小家族を好むようになったともいえる。(2000 年、シンガポール・ストレーツ・タイムズ紙)

1960 年代の人口成長率は約 2.8%を記録したものの、その後 1980 年代には出生率は驚くべき低水準に下降した。1980 年代までに出生率上昇を狙いとした『(経済的)ゆとりがあれば 3 人以上の子作り』や、ごく最近では第 3 子以降の出産に対して現金報酬を提供する『ベビー・ボーナス』のような新たなキャンペーンが展開されているが、核家族化傾向の歯止めにはなっていない。ある婦人科医は、「国民は何年にもわたって洗脳され続けたため、2 人以上の子供を作ることは考えられなくなってしまっている」と指摘している(2000 年、シンガポール・ストレーツ・タイムズ紙)。昨年、シンガポールの(現住)新生児出産はわずか 3 万 6000 人とどまり、住民 1 人当たりの新生児出産(平均出産率)は 1.26 人と過去最低を記録した。これは 2003 年の日本の平均出産率 1.29 人よりさらに低い数字であり、シンガポールの人口を支えるのに必要な新生児数 5 万人を大幅に下回っている。(2004 年、シンガポール大蔵省統計)

その結果、1960 年代には総人口のわずか 2.4%であった 65 歳以上の高齢者人口は、2003 年現在で約 7.7%、合計 23 万 7626 人に達した(保健省ウェブサイト)。逆に 14 歳以下の人口は 1960 年代の 43.5%(2003 年、ハテリー・アンド・タン)から 21%に激減している。このままでは 2030 年までに 65 歳以上の高齢者人口は 79 万 5900 人に増加し、就業者約 3.5 人が退職者 1 人を扶養する計算になる。(CPF 局ウェブサイト)

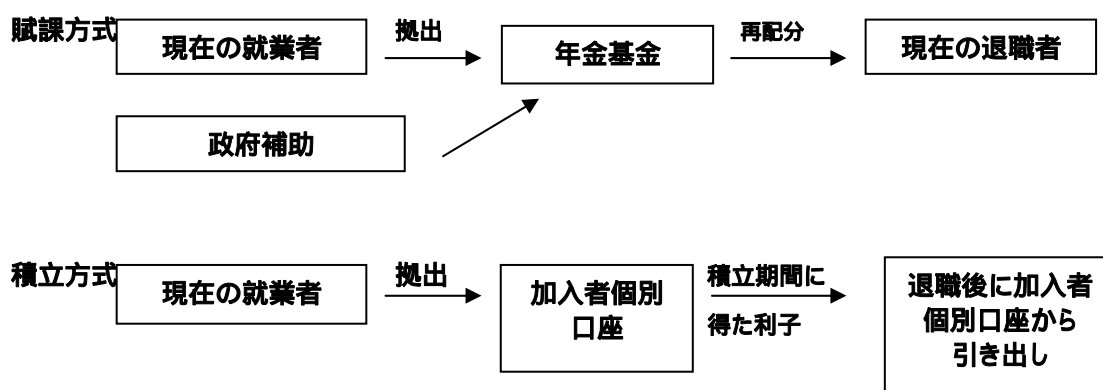
このため高齢者の生活保障は、シンガポール政府の根本的な課題になっている。多くの国々では退職者の生活を保障するような年金制度あるいは社会保障制度が存在する。シンガポール政府は、自助努力の精神を尊重しており、シンガポール国民に老後生活を守る手段の提供こそが重要である

と確信している。こうして、国民の福祉厚生に巨額を費やす代わりに、中央積立基金(The Central Provident Fund、以下「CPF」という。)制度と呼ばれる基金を設立し、退職後の生活に備えて貯蓄することをすべてのシンガポール人就業者に義務づけたのである。CPF は当初、年金制度を目的として導入されたが、現在では加入者が住宅ローン、教育費用、入院を含む医療費用など様々なニーズに利用できる制度に進化している。

2. 中央積立基金(CPF)

先進諸国のほとんどが賦課方式を基本とした社会保障制度を提供しており、そのような制度は政府により運営・管理され、部分的な財政援助も受けている。これらの制度では現在の就業者が年金基金などの共同基金に保険料などを納付し、その資金源から現在の退職者に再配分が行われる仕組みである。これに対し積立方式を基本とした社会保障制度では、就業者が拠出した金額はすべて指定の個別口座に積み立てられ、定年退職時に労働者による積立総額の引き出しが可能になる仕組みである。賦課方式と比較すると、積立方式には、いくつかの利点がある。第一に、各世代の労働者は自身の個人貯蓄(積立金)を通じて定年退職後の生活を支えることができるため、加入者自身の拠出金額より受給額が少なくなるという事態は発生しない。第二に、政府は国の経済および社会の発展を目的として拠出資金を運用することができ、さらに強制的制度という性質から高い国民貯蓄率を誘導することができる(1998年、ロウ&アウ)。

図 1: 賦課方式と積立方式の比較



シンガポールの社会保障制度である CPF は、1953 年に当時の植民地政府により制定され、その後 1955 年に設立されたもので、謹直な自助努力の精神を基本としている。加入者本人による自己積立制度のため、当時植民地を支配していた英国政府の財政負担にはならず、なおかつ植民地住民に社会福祉を提供できるという利点があった。もちろん英国政府は、CPF がその後長年にわたりシンガポールの経済発展に大きく寄与し、最も成功を収めた社会保障制度として諸外国から注目されるようになるとは思ってもいなかったであろう。与党シンガポール人民行動党(PAP)がシンガポール独立後に国政を継承した後、すべてのシンガポール人就業者に義務づけられた退職後のための強制貯蓄制度である CPF は、老後生活保障のみならずさまざまな恩恵をもたらす制度へと発展していった。今日、CPF はヘルスケア、持家購入、家族保障、CPF 認可投資を通じた資産強化などの資金としても利用される多目的な社会保障制度に進化している (CPF ウェブサイト)。

CPF の仕組み

すべての CPF 加入者預金の受託者として、CPF 局は CPF 基金の価値を保全すべく活動している。被雇用者に対して CPF 局は、最も適切な方法により雇用者および被雇用者の拠出金を確保する役割を担っている。政府は CPF 所得を課税対象外とすることで CPF を支援し、その代わりに CPF は資産や資金を政府に提供し、それらは国の社会的・経済的目標の達成のために運用される。なお、CPF 基金の大半はシンガポール政府投資公社 (GIC) の運用により非市場性証券に投資されている (2003 年、ハテリー・アンド・タン)。

月間収入 \$ 500 以上の被雇用者、および月間収入 \$ 50 以上の被雇用者をもつ雇用者は CPF 拠出が義務づけられている。2004 年 1 月現在で CPF 拠出の対象給与上限は月額 \$ 5,500 となっているが、この上限は今後も毎年引き下げられ、2006 年までには \$ 4,500 となる見通しである (2004 年、CPF 拠出率ブックレット)。なお、自営業者の CPF 拠出については任意である。1955 年時点で被雇用者と雇用者の両者の拠出率は被雇用者給与額の 5% に設定されていたが、その後国家の経済状況に合わせて調整が行われている。現在、満 55 歳までの被雇用者の CPF 拠出率は給与の 20%、雇用者のそれは被雇用者の給与の 13% である。一方、55 歳以上の被雇用者の CPF 拠出率は引き下げられている (表 1 参照)。雇用者と被雇用者の CPF 拠出は、CPF 拠出集金システムにオンラインで確認され、被雇用者個人の CPF 口座に振り込まれる。この CPF 拠出集金システムはまた、内務省とのリンクを通じて CPF 新規加入者を認識できるほか、CPF 拠出が遅延している雇用者に督促状を送ることもできる。さらに CPF への拠出を査察する目的から無作為なチェックも行われている。

特別口座、普通口座、メディセーブ口座

各 CPF 加入者は異なる用途に使われる**特別口座、普通口座、メディセーブ口座**の3種類の口座をもつ。特別口座は基本的に退職者用の口座であり、定年退職に備えた金融商品への投資が認められている。加入者が満 55 歳に達した時点で、特別口座は退職口座に転換され、さらに満 62 歳に達した時点で同口座から月払交付金が支給される。普通口座は主に、持家購入 (住宅ローン)、CPF 保険、投資、教育 (返済義務付ローンなど) の用途に利用できる。メディセーブ口座は加入者本人の通院治療サービス、入院費用の一部、加入者家族の入院費用の一部支払いに当てることができるほか、CPF 公認の医療保険加入に使用することもできる。CPF 加入者はまた、この 3 種類の口座に積み立てられる拠出金の利子収入を得ることができ、年間利子率は 2.5% を下限として主要地元銀行の預金利子率程度に抑えられている。過去数年間では、CPF 普通口座の利子率は 2.5%、特別口座とメディセーブ口座の利子率は 4% に設定されている。

表 1: CPF 拠出率の推移 (1955 年 – 現在)

年	被雇用者の年齢	拠出率 (%)		拠出金の各口座への配分率 (%)			合計 (%)
		雇用者側	被雇用者側	普通口座	特別口座	メディセーブ口座	
1965 年 7 月	-	5	5	-	-	-	10
1968 年 9 月	-	6.5	6.5	-	-	-	13
1970 年 1 月	-	8	8	-	-	-	16
1975 年 7 月 ¹	-	15	15	-	-	-	30
1985 年 7 月 ²	-	25	25	40	4	6	50
1988 年 7 月	≤ 満 55 歳	12	24	30	-	6	36
	55 歳 – 満 60 歳	11	20	25	-	6	31
	60 歳 – 満 65 歳	9	19	22	-	6	28
	65 歳以上	8	18	20	-	6	26
1990 年 7 月	≤ 満 55 歳	16.5	23	30	3.5	6	39.5
	55 歳 – 満 60 歳	12.5	12.5	19	-	6	25
	60 歳 – 満 65 歳	7.5	7.5	9	-	6	15
	65 歳以上	5	5	4	-	6	10
2003 年 10 月 から 現在 ³	≤ 満 35 歳	13	20	22	5	6	33
	35 歳 – 満 45 歳	13	20	20	6	7	33
	45 歳 – 満 55 歳	13	20	18	7	8	33
	55 歳 – 満 60 歳	6	12.5	10.5	0	8	18.5
	60 歳 – 満 65 歳	3.5	7.5	2.5	0	8.5	11
	65 歳以上	3.5	5	0	0	8.5	8.5

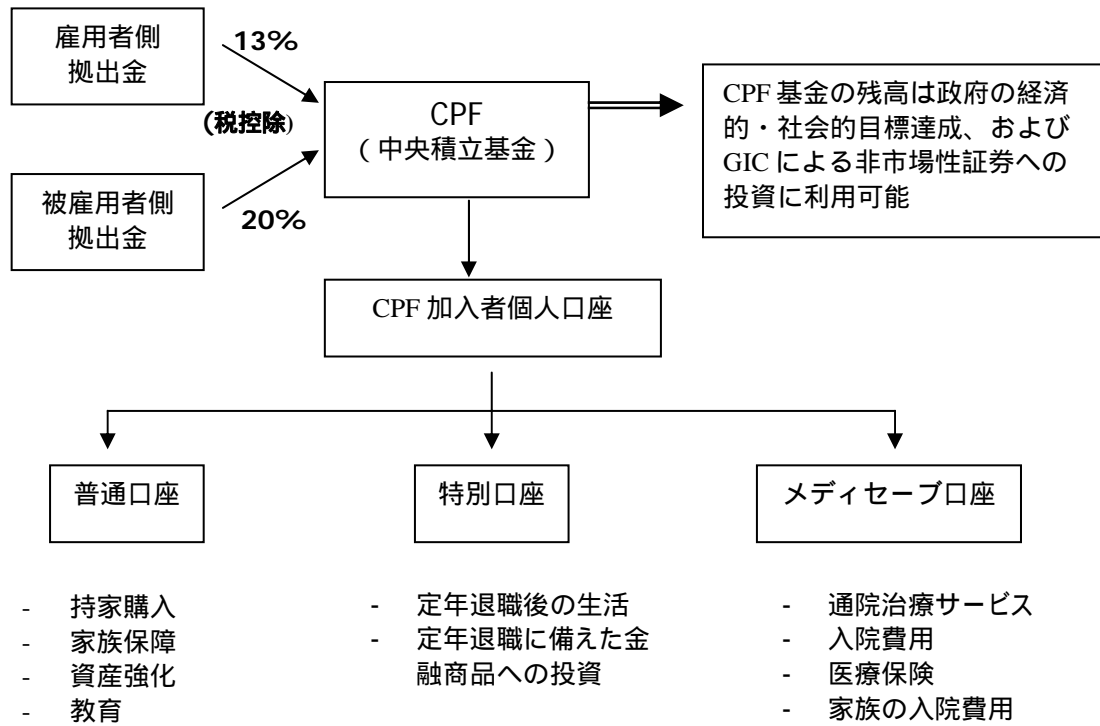
¹ 月間拠出額の上限が \$ 450 から \$ 600 に引き上げられた。

² 月間拠出額の上限が \$ 2,500 から \$ 3,000 に引き上げられた。

³ 2004 年 1 月: CPF の給与対象上限が \$ 6,000 から \$ 5,500 に引き下げられた。

(出典: CPF 局 2002 年・年間報告書、CPF ウェブサイト: <http://www.cpf.gov.sg>)

図 2: CPF の機能



3. CPF の利用

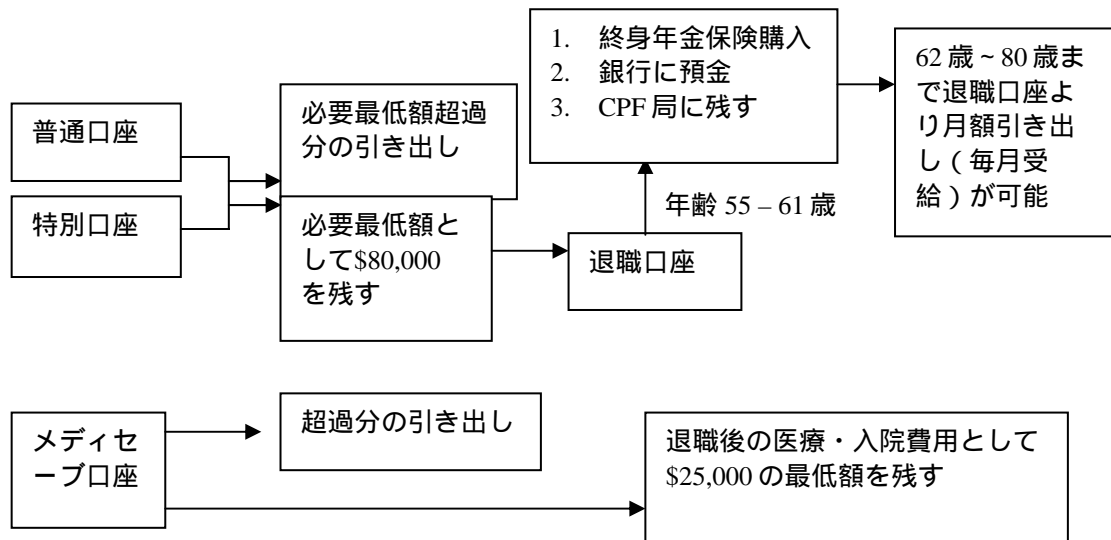
(出典: CPF 局 2002 年・年間報告書、ウェブサイト <http://www.cpf.gov.sg>)

退職後の生計

CPF の最も基本的な目的は、シンガポール人の退職後の生活を財政面で保障することにある。CPF 加入者は満 55 歳に達すると、退職口座の開設に充てられる必要最低額を普通口座と特別口座から差し引いた後に、その残高を引き出すことができる。メディセーブ口座についても、口座額が \$ 25,000 を超過している場合は、その剰余分を引き出すことが可能である。CPF 積立金の一部を退職口座開設用に強制的に充当させる、この『Minimum Sum Scheme (必要最低額条件)』と呼ばれる制度は、特に CPF 加入者に退職後も生活の維持に必要な資金を確保させることを目的として導入された。

2003 年現在、CPF 加入者は満 55 歳の時点で、退職口座の開設用に最低 \$ 80,000 以上の残高を残していなければならない。政府は今後 10 年間でこの必要最低額を毎年段階的に上乗せし、2013 年までに現行比 \$ 4,000 増の \$ 120,000 に引き上げ、CPF 加入者が退職後も自立した生活を送れるよう資金的余裕をもたせる意向である。この必要最低額の半分は不動産担保で代替できるが、残る半分は現預金でなければならない。また CPF 加入者は、この必要最低額の運用について、1) CPF 認可保険会社から終身年金を購入する、2) CPF 認可銀行に預金する、3) CPF 局にそのまま残す、の3つの選択肢が与えられている。満 62 歳になった時点で、CPF 加入者には CPF 積立金より強制的に差し引かれていた必要最低額から、毎月一定額の給付を受けることができ、これは加入者が 80 歳になるまで続けられる。万一、CPF 加入者の普通口座および特別口座に必要最低額以上の残高がない場合、加入者の引き出し可能な上限は、残高 \$ 10,000 未満の場合は \$ 5,000、残高 \$ 160,000 未満の場合はその半分の \$ 80,000 までに限定され、その残り全額が退職口座に回されるが、必要最低額の不足分を追加する必要はない。

図 3: 『Minimum Sum Scheme (必要最低額条件)』



持家購入

シンガポール独立当初の国内の住宅状況は劣悪だった。この問題を改善すべく政府が設立したのが、公団住宅の建設と手頃な価格での公団住宅提供を目的とした住宅開発局(HDB)である。シンガポール人に手の届く価格で公団住宅を提供し、国民の持家率 100%の目標を達成するため、政府は 1968 年に持家制度を導入し、CPF 積立金利用による公団住宅購入および分割ローン返済を認めた(1998 年、ロウ & アウ)。CPF 普通口座貯蓄を利用した公団住宅制度により、国民は一般に HDB 住宅と呼ばれる公団住宅の購入や、HDB 住宅のほか民間住宅やコンドミニアムなどの住宅ローン返済も可能になった。さらに 1999 年以降は、普通口座貯蓄だけでは住宅ローン返済(月賦)に不足する場合に限り、特別口座貯蓄からの不足分充当も認められるようになった。

健康保険

1984 年に新設されたメディセーブ口座は、所得の一部をメディセーブ口座へ積み立てることにより、退職後の CPF 加入者およびその直系家族の入院費用に備える国民貯蓄である。メディセーブ口座には積立上限があり、\$ 30,000 を超過した場合、超過分は CPF 加入者の普通口座に自動的に振り替え入金される。CPF 加入者は 55 歳になると、メディセーブ口座に最低 \$ 25,000 を残さなければならず、それ未満の場合は残高全額を同口座に残し、CPF 加入者が老後の医療費用に困らないよう設計されている。万一、CPF 加入者または扶養家族が入院した場合、メディセーブ口座から 1 日当たり最高 \$ 300 の入院費用、および \$ 150 から \$ 5,000 までの手術費用を支払うことができる。すべての公立病院、および政府認可の民間病院や医療機関がメディセーブの利用を受け付けており、通院治療でも広範にわたり利用可能である。(メディセーブの適用範囲および治療内容については附録1を参照。)

メディセーブ口座の上記以外の特長として、2 種類の保険への支払い適用がある。これら 2 種類の保険はメディシールド、メディシールド・プラスと呼ばれ、CPF 加入者およびその扶養家族に長期疾患や重病に対する補償を提供するもので、メディシールド・プラスの保険補償範囲はメディシールドより広範である。このメディシールド・プラスは A プランと B プランの 2 種類があり、A プランはグレードの高い病室の入院費用に対する保険金額を極めて高く設定しており、B プランは A プランよりは低いもののメディシールドよりかなり高い保険金額を設定している。表 2 はメディシールド、メディシールド・プラスの A プランおよび B プランに関する被保険者の年齢に応じた年間保険料、年間保険金請求額上限、終身保険金請求額上限を示している。

さらに 2000 年に入ってシンガポール人高齢者を対象として、高齢者対象メディシールド(MSE)が導入された。これは 2000 年時で 61 歳から 69 歳の高齢者に対し、メディシールドあるいはその同レベルの保険への加入を奨励するのが狙いである。加入者には年間保険料に対する割引が与えられ、2 年間にわたり \$ 192 から \$ 480 相当の特典を受け取ることができる。積極的なキャンペーン展開により、対象であったシンガポール人高齢者の 80%が MSE に加入した。また高齢者の医療補助だ

けでなく、寄付基金のメディファンドも設立され、特に医療費用を自己負担できない貧困層の救済に役立っている。

図 4: メディセーブ口座

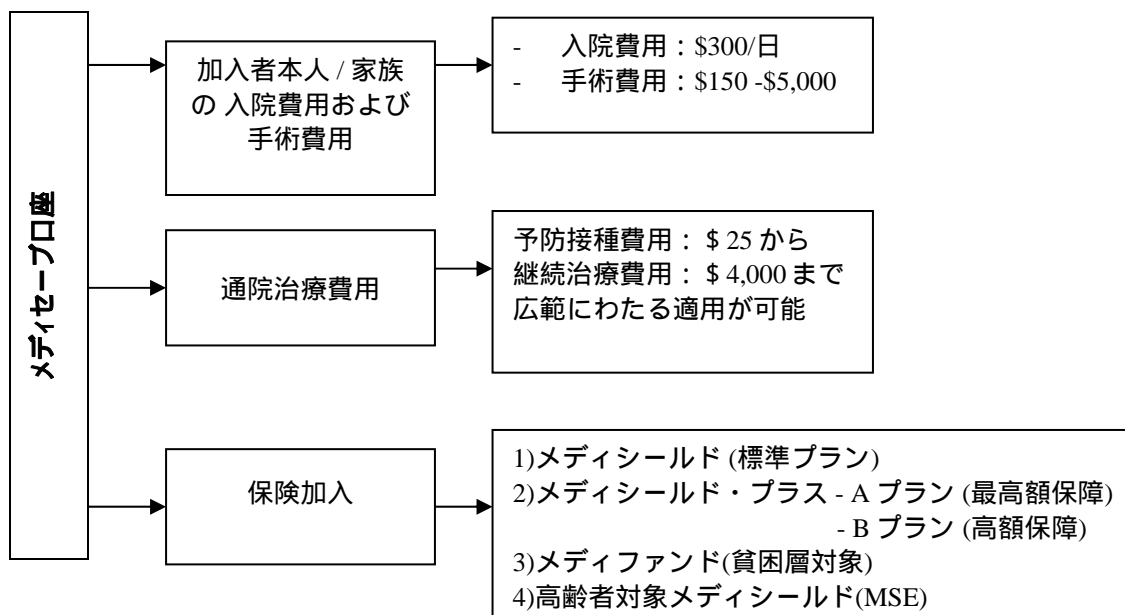


表 2: メディシールド、メディシールド・プラス(A プラン、B プラン)の差異

	メディシールド	メディシールド・プラス	
		A プラン	B プラン
年間保険料(30 - 80 歳)	\$12 - \$390	\$60 - \$1,950	\$36 - \$1,170
年間保険金請求額上限	\$30,000	\$100,000	\$75,000
終身保険金請求額上限	\$120,000	\$300,000	\$225,000

出典: CPF 2002 年・年間報告書および CPF 局ウェブサイト: <http://www.cpf.gov.sg>)

その他

CPF 局は上記のほか、以下のようなサービスも提供している。

A. 資産強化

1) CPF 投資制度

CPF 投資制度 (CPFIS)は、加入者に対し CPF 局認可の金融商品への投資を奨励するため 2001 年に導入された制度であり、この金融商品には定期預金、保険契約、ユニット型投資信託、シンガポール国債、法定諮問機関債、および政府保証債などが含まれる。CPF の普通口座および特別口座の貯蓄をこのような金融商品に対する投資目的で利用することができる。

2) 非居住者不動産購入

非居住者不動産購入は、政府の起業家育成政策の一環として 1986 年に導入された制度であり、加入者の CPF 貯蓄利用による商業用不動産購入を可能にした。

3) 教育費ローン

同制度は 1989 年に、低所得層の子供に高等教育の機会を与えるための支援策として導入された。現在では加入者の子供および加入者本人の全日制高等教育費用に対し適用可能であり、CPF 認可の大学、ポリテクニク、芸術専門学校などで利用が認められている。加入者は同制度のもと、普通口座に積み立てられた貯蓄の最高 40%までを引き出すことができる。但し、教育費ローンを利用した学生の卒業または退校の 1 年後から引き出し額の CPF 口座への返済開始が義務づけられており、CPF 利息と同率の利息を加えた額を徐々に返済しなければならない。

B. 家族保障

1) 扶養家族保障制度

生命保険として機能する同制度は、被保険者である加入者が「高度の障害を持つに至った場合、あるいは 60 歳未満で死亡した場合」に加入者および加入者家族を救済するものである。年間保険料は年齢により \$ 36 から \$ 360 の範囲で設定されており、最高保険金額は \$ 36,000 となっている。

2) 住宅保障制度

住宅保障制度は CPF 貯蓄を利用して HDB 住宅を購入した者とその家族すべてに義務づけられている。住宅所有者の高度身体障害、失業、あるいは死亡により、残高を返済できなくなった場合、CPF 局が家族に代わってこれを返済する仕組みである。

CPF の利用状況

(出典: CPF 局 2002 年・年間報告書)

2002 年現在、CPF 加入者は合計 2,963,160 人に達し、このうち 1,283,707 人が現在納付中の加入者である。加入者の貯蓄残高は 964 億 2260 万シンガポールドル、加入者の利息合計は 28 億 9730 万シンガポールドルとなっている。2002 年だけでも雇用者および被雇用者の CPF 拠出額は 161 億 6570 万シンガポールドルに達し、加入者による引き出し額も 148 億 2140 万シンガポールドルにのぼっている。

2002 年に満 55 歳の加入者 38,365 人が CPF 口座から引き出した額は 15 億 3150 万シンガポールドルにのぼり、それぞれ必要最低額 \$ 75,000¹を口座に残すことが条件づけられた。このうち 6,801 人は終身保険を購入し、14,100 人は不動産を担保に入れ、5,470 人は必要最低額を CPF 局にそのまま預金した。また何らかの理由で必要最低額条件を満たせなかった加入者は 11,994 人だった。これら加入者のメディセーブ口座からの引き出し額が 3 億 6100 万シンガポールドルにのぼった一方で、メディセーブ口座への最低額として求められる 25,000 シンガポールドルを維持できた加入者はわずか 54.7%に限られ、メディセーブ口座の平均残高も 18,983 シンガポールドルにとどまった。ちなみにメディ

シールド加入者数は 1,370,046 人で、承認された保険金請求も 95,724 件、6360 万シンガポールドルに達した。同様にメディシールド・プラスにより付保された加入者および加入者扶養家族は合計 359,325 人で、承認された保険金請求は 11,558 件、1460 万シンガポールドルであった。

持家率に関しては、21 歳以上の CPF 加入者のうち 94.9%が HDB 住宅を所有、また 21 歳以上の被雇用者のうち 70%が CPF を利用して住宅不動産を購入している。年間報告書によると、2002 年に HDB 住宅および民間住宅の購入を目的として加入者が引き出した金額は 119 億シンガポールドル以上にのぼった。その他の CPF 加入者関連サービスでは、1,535,642 人が扶養家族保障制度に加入し、676,502 人が住宅保障制度のもとで付保された。また CPF 投資制度を利用して 722,001 人が普通口座から 総額 447 億 8550 万シンガポールドルを、また 407,126 人が特別口座から総額 428 億 1300 万シンガポールドルを、それぞれ投資した。一方、教育費ローンでは 13,189 件の利用申請があり、9470 万シンガポールドルが高等教育費用目的で引き出された。なお、教育費ローン利用者による同年の返済額は 4030 万シンガポールドルであった。

¹必要最低額は 2002 年当時 \$ 75,000 であり、2003 年になって \$ 80,000 に引き上げられた。

4. 平均的国民の CPF 貯蓄例

本章では、2つの例をとりあげて、平均的なシンガポール国民が就職してから 62 歳で退職するまでの CPF 算出を検討する。2つの例は、1)特に CPF 貯蓄を使用しない(投資制度や持家制度を利用しない)場合、2)CPF 貯蓄を住宅購入に使用した(持家制度を利用した)場合、とする。ここでの計算には CPF 局の CPF プロジェクターを用いた。CPF プロジェクターは個人の「より豊かな老後生活計画」のため、CPF 貯蓄を見積もり計算するシステムであり、CPF 局ウェブサイトで利用できる。ここでは大学を卒業して就職したばかりの 25 歳(1979 年生まれ)の男性を例とする。大学新卒の平均初任給は \$ 2,500 で、毎年末に給与 1 か月分のボーナスが支給され、年間昇給率は約 5 %と想定してみる。この男性が CPF 貯蓄から支払わなければならない費用は、メディセーブ口座を利用したメディシールド年間保険料 \$ 12 の納付のみである。この男性は就業開始直後に CPF 加入者となり、その月末に CPF 拠出、つまり積み立てを開始することになる。なお、本章の終わりに CPF 貯蓄額の計算に使われた前提条件を提示しておく。

例 1: 投資制度や持家制度を利用しない場合の CPF 貯蓄

以下に示すのはこの男性が満 55 歳までに CPF に拠出すると予想される金額、および 55 歳から 62 歳までの間に引き出し可能な金額である。この男性の場合、62 歳になると、以後 80 歳まで本人の退職口座から毎月約 \$ 555 を受給することができる。但しこの \$ 555 には、それまでに累積された利子は含まれていない。

表 3・4

普通口座	特別口座	メディセーブ口座	退職口座
\$0.00	\$0.00	\$25,000.00	\$120,000.00

年齢	引き出し可能な金額
55	\$ 653,545.52
56	\$ 26,384.60
57	\$ 18,039.03
58	\$ 18,145.35
59	\$ 18,255.55
60	\$ 18,371.24
61	\$ 18,155.23
62	\$ 11,248.74

注: 加入者は 55 歳以降も働き続けると想定している。満 55 歳で加入者は、CPF 口座から(退職口座とメディセーブ口座に規定の必要最低額を残したうえで)すべての貯蓄を引き出すことが可能になり、また同時に定年の 62 歳を迎えるまで毎月 CPF 拠出を続けることができる。尚、加入者は満 55 歳の段階で CPF 貯蓄を 3 ヶ月ごとまたは 1 年ごとに引き出すかを選択する。上記の表では 55 歳以降、年に 1 回ずつ引き出すものとして算出した。

例 2: 持家制度を利用する場合の CPF 貯蓄

次の例は、この男性が住宅購入に CPF 貯蓄を利用し、今後 30 年間にわたり毎月 \$ 400 を HDB 局に住宅ローンとして返済した場合(総額 \$ 144,000)を示す。退職口座には \$ 60,000 しか残らないが、これは CPF が必要最低額の半分までを不動産担保に依存することを容認しているためである。このため、この男性が 62 歳から 80 歳まで毎月受給できる金額は約 \$ 280 とわずかである。

表 5・6

普通口座	特別口座	メディセーブ口座	退職口座
\$0.00	\$0.00	\$25,000.00	\$60,000.00

年齢	引き出し可能な金額
55	\$ 503,911.07
56	\$ 22,562.33
57	\$ 15,637.20
58	\$ 15,743.11
59	\$ 15,853.59
60	\$ 15,969.58
61	\$ 15,753.82
62	\$ 10,433.46

* CPF プロジェクターにおける見積算出の前提条件について

- CPF 口座で得られる利子は毎月計算されるが、利子が振り込まれるのは毎年 12 月である。
- 2004 年 1 月 1 日から 2006 年 1 月 1 日まで毎年、CPF 拠出対象となる給与上限が従来の \$ 5,500 から \$ 4,500 まで段階的に引き下げられる。ここではこの変更を考慮している。
- CPF 必要最低額条件の \$ 120,000 以外に、加入者は満 55 歳の時点で退職口座開設のためメディセーブ口座に規定の必要額(\$ 25,000)を維持していなければならない。
- CPF の 50%引き出し容認規定は 2009 年 1 月から段階的に廃止され、2013 年 1 月 1 日以降は、満 55 歳の時点で CPF 引き出しを行う前に、まずメディセーブ口座の必要額条件を満たすことが求められる。但し、この必要条件を満たすことができなくても、加入者は従来どおり CPF 口座から最初の \$ 5,000 を引き出すことができる。
- CPF 現金預金が満 55 歳の段階で CPF 必要最低額条件を満たさず不足する場合、不動産取得の目的で使用された CPF 預金は担保として取り扱われる。(但し担保扱い上限値の制限あり。)
- インフレ率はゼロと仮定する。

資料: CPF プロジェクター、CPF ウェブサイト: <http://www.cpf.gov.sg>



5. 日本の年金制度とシンガポールの CPF 制度の比較

日本の年金制度は賦課方式であり、シンガポールの積立方式とは異なる。1900年代以前に導入されたが、完全な年金および保険制度として設立されたのは1961年のことである。その後1973年に消費者物価インフレ率、実質賃金の上昇、給付レベルの上昇に対する調整を含む修正が行われ、他の主要先進国水準に匹敵するようになった(1997年、ホリオカ)。現在、日本は2つの年金を柱とした年金制度を採用している。このうちのひとつの柱が国民年金であり、雇用や既婚の有無を問わず20歳から60歳までのすべての日本人を対象としている。もうひとつの柱は共済年金と厚生年金で構成されている。民間部門で就業する会社員の大半は、国民年金と厚生年金の両方に加入しており、国や地方自治体など公共部門で就業する公務員や、農業、漁業、林業の組織団体に所属する職員は、国民年金と共済年金に加入している。(日本/厚生労働省)

国民年金は、20歳から59歳までの住民に毎月13,300円の年金保険料納付を義務づけており、65歳に達すると毎月平均67,000円を年金として受給できる(経済広報センター)。さらに厚生年金に加入している民間部門の会社員は、給与から一定の年金保険料を納付する。現在この拠出率は給与の13.85%(雇用者側がその半分を負担)となっており、同率には国民年金への拠出も含まれる。一方、共済保険に加入している職員は、加入した保険の種類により給与の13.3%から19.49%を納付する。雇用者は同様に年金保険料の半分を負担する義務があり、これには国民保険への拠出も含まれる。(表7参照)(日本/厚生労働省)

シンガポールでは、無職や自営業の国民の CPF 拠出は任意である。これはシンガポール政府の、職をもつ成人が両親や扶養家族の面倒をみるべきとする基本方針を反映したものである。民間部門の会社員、政府、法定諮問機関、政府補助対象学校で働く、年金受給資格のない職員、およびシンガポールでの勤務年数2年以上の永住権保有者はすべて、同額を CPF に拠出する。一方、政府、法定諮問機関、政府補助対象学校で働く、年金受給資格をもつ職員、およびシンガポールでの勤務年数2年未満の永住権保有者、政府部門職員の CPF 拠出率はそれぞれ異なるが(表8参照)、メディセーブ引き出しや持家制度など、CPF が提供するのと同じ特典を享受することができる。CPF と日本の年金制度のもうひとつの違いは、CPF にはメディセーブという口座があり、加入者は医療費負担においても自身の貯蓄を利用できる点である。日本では健康保険制度として、年金制度とは別の独立した制度を採用している。これも年金制度と同様に賦課方式であり、若い世代の就業者および政府は国の健康保険制度を維持支援するためより多くの資金をつぎ込む結果になっている。

表 7: 日本の年金制度

職業/年齢	年金の種類	拠出額
自営業、農家、学生、その他 (20 - 60 歳の日本本国民)	国民年金	月間拠出額一律 13,300 円
65 歳未満の民間部門の会社員	国民年金  厚生年金	月間拠出額: 被雇用者給与の 13.58% (雇用者がこのうち半分を拠出)
政府職員、農業、漁業、林業団体組織所属の職員	国民年金  共済年金	月間拠出額: 被雇用者給与の 13.3% - 19.49% (雇用者がこのうち半分を拠出)
主婦、配偶者、厚生年金および共済年金加入者の扶養家族	国民年金	拠出不要

(出典: 日本 / 厚生労働省, <http://www.mhlw.go.jp>)

表 8・9: シンガポール政府部門就業者の CPF 拠出率、およびシンガポール永住権保有者の永住権獲得後 2 年内の CPF 拠出率

政府部門の年金受給資格を保有する被雇用者

被雇用者の年齢	雇用者側の拠出率 (%)	被雇用者側の拠出率 (%)	合計拠出率 (%)	拠出金の各口座への配分率		
				普通口座 (%)	特別口座 (%)	メディセーブ口座 (%)
満 35 歳以下	9.75	15	24.75	16.75	3.75	4.5
35-満 45 歳	9.75	15	24.75	15	4.5	5.25
45-満 55 歳	9.75	15	24.75	13.5	5.25	6
55-満 60 歳	4.5	9.375	13.875	7.875	0	6
60-満 65 歳	2.625	5.625	8.25	2.25	0	6
65 歳以上	2.625	3.75	6.375	0	0	6.375

シンガポール永住権保有者の永住権獲得後 2 年内の CPF 拠出率

永住権取得後の年数	被雇用者の年齢							
	満 55 歳以下		55-満 60 歳		60-満 65 歳		65 歳以上	
	雇用者	被雇用者	雇用者	被雇用者	雇用者	被雇用者	雇用者	被雇用者
1 年目	4	5	4	5	3.5	5	3.5	5
2 年目	9	15	6	12.5	3.5	7.5	3.5	5

賦課方式の日本の年金制度は、年金基金の世代間および世代内分配方式を採用しており、これにより現在の就業者層は自身の退職後の受給額以上を、現在の退職者のために拠出せざるを得なくなっている。人口の高齢化が急速に進み、出生率も低下するなかで、世代間給付格差の拡大が懸念されている。さらに昨年、若い世代の就業者の年金未納率は約 40%に達した。日本の新聞社が実施した世論調査では、国民の間では年金制度に対する不信感があり、退職後の生活に十分な給付を得られないことができないと考えていることが明らかになっている (2004 年 5 月 7 日付け、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙)。また年金制度の複雑な規定やいわゆる官僚的な形式主義の弊害が、意識的か無意識的かを問わず、年金未納件数を増加させている。それだけでなく、年

金未納者に対し納付督促状が送られているにも関わらず、そして年金法により政府が回収できるのは 2 年間未満の未納分に限定されているにも関わらず、これらの未納額は徹底的には回収されていない。このため年金財政赤字は既に 8 兆円にも達している(2004 年 5 月 12 日付け、シンガポール・ストレーツ・タイムズ紙)。またインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙によると、「日本の将来の年金給付額と拠出額の格差は 4 兆シンガポールドルに拡大する見通しである」という(2004 年 5 月 7 日付け)。

最近の国会審議では年金制度の改革が焦点となった。新たに作成された年金改革法案は 2004 年 6 月 5 日に可決され、受給額の引き下げと同時に拠出額の引き上げによる年金制度の刷新を図ることになった。今年 10 月に実施される年金制度改革では、2017 年までに国民年金の拠出額を現行の 13,300 円から 16,900 円に引き上げ、厚生年金の拠出率も現行の 13.85%から 18.30%に引き上げ、同時に給付額は 15%引き下げの方針である(2004 年 5 月 12 日付け、シンガポール・ストレーツ・タイムズ紙)。日本の地元紙によれば、就業者負担を増加する以外に、国民の理解を得べく複雑な制度を簡易化する、煩雑性を削減すべく 3 つの年金制度を一元化するという、その他の改革案も提案されている。そのような中で政府は、年金制度改善の解決策を検討する委員会の設置に合意し、2007 年 3 月までに何らかの方向性が出ると期待している、という。(2004 年 6 月 8 日付け、ジャパン・タイムズ)

日本の年金制度と比較すると、シンガポールの CPF 制度は雇用者および被雇用者の拠出義務履行に対し厳格である。CPF に対する拠出は強制的なものであり、内務省とのリンクアップにより、一旦就業すれば、個人は自動的に CPF 加入者に登録される。毎月の拠出は電子的に実施され、給与から直接差し引かれる。被雇用者に対する CPF 拠出を怠った雇用者には警告が与えられ、それでも不履行の場合は雇用者に対する罰金刑や禁固刑が科され、最悪の場合は会社倒産の恐れさえある。また CPF 制度では、加入者の職業や勤務先が変更しても、または失業しても、CPF 貯蓄にはほとんどあるいは一切変更の必要がなく、日本の年金制度ほど複雑な仕組みではない。雇用者は簡単な手続きを通じて、CPF のリストから該当する被雇用者を加えるか削除するだけでよい。このため CPF 拠出も簡単かつ効果的に実施される。

CPF 制度は経済的変化や社会的変化に対応して修正変更が加えられる。例えば拠出率であるが、経済が好況であれば引き上げられ、不況になると引き下げられる。CPF 局のサービス内容も、国民のニーズに合わせて変化しており、1968 年には住宅購入目的の CPF 利用を認め、1977 年には住宅目的で貯蓄に手をつける加入者の大幅増加に配慮し、貯蓄の一部を老後まで残せるよう特別口座を新設した。さらに 1987 年には、加入者が 55 歳の時点で預金残高全額を無計画に引き出し、老後の生活に困ることがないように、必要最低額条件を導入した(これは 1995 年の退職口座設立につながった)(1998 年、ロウ & アウ)。最近では 2001 年の CPF 加入者対象の金融商品の導入があり、これら金融商品投資を通じた収益増の機会を提供している。加入者はインターネットを利用して、

CPF 局のウェブサイトアクセスし、CPF に関する情報や、加入者自身の CPF 口座月間明細を確認することができるほか、オンラインで各種の申請を行うこともできる。最新の教育プログラム、『my cpf(マイ CPF)』は、生涯の主要な節目においてどのような計画が必要か、例えば結婚や、投資計画、老後計画などの組み立てについて、シンガポール国民に有益な情報を提供している。(2004 年 6 月 23 日、チャンネルニュース・アジア)

継続的な改善を実施し、アジア諸国で最も成功を収めた効果的な年金制度として評価されている CPF 制度ではあるが、もちろん弱点もある。最も顕著な欠点は、非就業者には CPF 加入資格がないという点であり、また自営業者に納付義務がないという点である。さらに CPF の構成上、高所得者の得る恩恵が大きいのに対し、低所得者の得る恩恵は少ない。CPF は貧困層を救済する構造とはなっておらず、家族が相互に、特に高齢者の面倒を見るという原則に依存している。また核家族化の増加傾向や生活費の上昇は、高齢者の多くが必要な保障や援助を受けていないことを意味する。このため、高齢者の自立を促す対策の必要に迫られている。一方、アジア経済危機により失業率が大幅に上昇したなかで、政府は失業手当、失業保険、CPF 貯蓄の早期引き出しを繰り返し拒否し続け、最近のシンガポール国会の審議でも大きな論議を呼んだ。住宅保障制度など、CPF の保険制度はある程度は失業者やその家族に対する支援にはなるものの、CPF 貯蓄そのものは加入者が 55 歳になるか、あるいは死亡するまで引き出すことはできない。なお、国会審議では最終的に、CPF 貯蓄はやはり加入者が 55 歳に達するまでその引き出しを認めない、という結論に達している。

第 2 の課題は、CPF 局が加入者向けに提供するサービスの過多にある。CPF では特別口座(5%)と比較して、普通口座(22%)の貯蓄がより重要視されている。持家制度により加入者は貯蓄の大半を住宅購入費用に充てることになり、ほとんどの加入者は必要最低額条件を満たせず、その結果、退職後の十分な金銭的余裕がない。また地元主要銀行の年間利息に基づいた CPF 利息では利子収入も低く、退職時に十分な貯蓄を備えられない原因となっていると批判されている(2003 年、ハテリー・アンド・タン)。CPF 局の年間報告によると、2002 年に 55 歳に達した 38,000 人の加入者のうち約 12,000 人が、残高不足、重症疾患罹患、死亡、民間終身年金加入、他国永住(移民)などの理由により、必要最低額条件を満たすことができなかったという。この事実は、国民の多くが老後における快適な生活を保障できずにいる、というシンガポールの傾向を示している。たとえ加入者が必要最低額条件を満たせたとしても、毎月 \$ 500 強(必要最低額の半分を不動産担保に依存した場合は毎月 \$ 280)の受給額は、十分な額にほど遠い。最近の経済減速の影響で、新たに別の懸念も現れている。雇用者の労働コスト負担を軽減するため、政府は雇用者側 CPF 拠出率の引き下げに乗り出したが、その結果、多くの被雇用者は CPF 貯蓄を利用して返済していた住宅ローンを賄えきれなくなるという問題に直面している。雇用者側拠出率の引き下げは、長期的にも加入者の老後の貯蓄および投資資金の減少につながる。

加入者の退職貯金の運用に関し、CPF 局と政府は規則や規定を設け、加入者に代わって主要な決定を行っている。CPF 加入者はこれについて、CPF 拠出率や必要最低額条件の変更などの決定に際し、加入者の関与をある程度まで認めるべきだと感じている。

それでも CPF は依然としてシンガポール国民にとって、終身にわたる生活保障に次ぐ最善の解決策である。必要に応じて CPF 制度は常に改善され、CPF 局も積極的に改善に取り組んでいる。但し、シンガポールのような活気に満ちた発展途上国では失業は就業機会の不足というより就業努力の不足に過ぎないという見方を政府が堅持する限り、失業手当の給付が CPF に新たに組み込まれることはないだろう。CPF の利息は低いものの、これにより民間部門は国民に高利回りの資金運用や貯蓄を促すことが可能となり、加入者および国家経済にとってもプラスに働くと考えられる。政府は既に、加入者に対し普通口座および特別口座を利用した CPF 認可金融商品への投資を認めているが、その種類はまだ限定されており、民間ファンドマネジャーが加入者貯蓄を効果的に運用できるよう、この投資範囲を一層拡大する余地もある。2002 年の経済審理委員会の CPF サービス民営化案では、民営化により民間部門の競争が加入者特典やサービスの向上をもたらすと指摘、CPF 局は同案を採用して適切な民間保険会社が見つかった段階で、扶養家族保障制度を民営化させる意向である。現在提出されている民営化案は来年までに完成する見込みで、加入者の支払う保険料の変更は小額にとどまる予定だ。(2004 年 6 月 24 日、チャンネルニュース・アジア)

6. まとめ

先進諸国の多くは既に人口高齢化が進んでおり、シンガポールでも 65 歳以上の高齢者が占める人口比率は 40 年前の 2.4%から現在の 7.7%に急上昇している。高齢者の保護と援助は政府の喫緊の課題である。現在、ほとんどの国では社会福祉による支援が一般的に行われており、現在の就業者人口が現在の退職者人口を支える賦課方式の年金制度が採用されている。各国の政府は、医療補助や失業保険、その他の給付金に加え、自国で増加の一途をたどる年金生活者を支えるために追加の資金負担を余儀なくされている。これに対しシンガポール政府は、社会福祉をよしとせず、国民一人ひとりが自らと家族を支えるべきとする考え方から、積立方式を基本方針としている。このため独立後も、植民地政府の産物である「中央積立基金(CPF)制度 - 就業者すべてに加入を義務付け、加入者の拠出金が本人名義の口座に積み立てられ、積立総額プラス利息を 55 歳以降に受け取るという制度」を継承している。制定以来、いくつかの変更が加えられ、現在では老後生活のための貯蓄という当初の目的以外にも、持家購入、投資、教育、医療を含む多目的な利用が認められている。

自助努力という基本方針に沿って、CPF 局はシンガポール人就業者に対し、退職後の貯蓄や住宅購入(国民の持家率 100%達成という政府目標の一環)を手助けし、就業者とその家族の入院・医療費用負担軽減を支援している。人口高齢化の加速と生活費の上昇に伴い、政府も CPF 貯蓄そのものだけでは老後生活には不十分であることを認識している。このため、CPF 加入者に対する普通口座および特別口座の貯蓄を用いた CPF 認可金融商品への投資が認められるに至った。

前述のように国民に対する終身生活保障を好まないシンガポールにとって、CPF は社会福祉の提供に次ぐ最善策である。しかしながら、シンガポールに社会福祉がまったく存在しないわけではなく、住宅、医療、教育においてはコストの 20%から 80%の範囲で政府による助成が行われている。しかし、最も重要な点は、生活における個人の自立であると考えられている。働く個人は自身と家族の生活を自ら守るべきという信念から、シンガポール政府は、経済成長を続ける自国において失業は機会不足ではなく、個人の努力不足とみなし、それゆえ失業保険や失業手当は提供しないという考えを徹底している。

それにもかかわらず、寿命の延長、医療費負担増、生活水準の向上といった要素が CPF 制度を脅かし、加入者の CPF 貯蓄も退職後の豊かな生活を約束できるレベルではなくなりつつある。このため年老いた両親を支えると同時に、家族を養い、老後に備える成人就業者の負担を軽減するような解決策の検討が不可欠となっている。2030 年までに各退職者を支えるのはわずか 3.5 人の就業者にまで減少する。解決策のひとつとして考えられるのが、より高収益をもたらすよりバラエティーに富んだ金融商品への投資に CPF 貯蓄利用を認めることである。民間ファンドマネジャーへのさらなる加入者資金の開放は、ファンドマネジャーのみならず資金運用業界にも利益となる。特に最近の民営

化の動きは、明らかに、CPF 局が今後も、加入者が維持可能な老後生活を計画できるよう、十分な手段を提供する意向を示したものといえる。

附録 1: 入院費、出産費、通院治療費に対するメディセーブ適用範囲

出典: シンガポール保健省、<http://www.moh.gov.sg>

治療内容	引き出し上限
入院治療費用	
入院治療/手術の場合	\$300/日 + 手術費利用上限は手術内容一覧による
メディセーブ適用可能な入院不要手術(外来手術)の場合	\$150/日 + 手術費利用上限は手術内容一覧による
精神科治療	\$150/日、年間利用上限: \$3,500
認可公立病院での入院滞在	\$150 /日、年間利用上限: \$3,500
認可後療病院での入院滞在	\$50/日、年間利用上限: \$3,500
認可ホスピスでの入院滞在	\$160 /日
ヘルスケアセンターでの老人介護	\$20 /日、年間利用上限: \$1,500
通院治療費用	
B 型肝炎予防接種	12 歳未満 : \$25 12 - 19 歳未満: \$35 19 歳以上: \$50
受精(懐妊)治療	治療サイクルごとに\$4,000、患者一人当たり3治療サイクルを限度(患者および配偶者のメディセーブのみ利用可能)
腎臓透析治療	\$450 /月 (患者のメディセーブのみ利用可能。18 歳以下の患者については両親のメディセーブの利用可能)
放射線療法	外用療法の場合 - 治療ごとに\$80、年間利用上限: \$3,000 短療法の場合 - 治療ごとに\$300、年間利用上限: \$3,000
化学療法(鎮痛剤、核医学治療を含む)	7 日間の治療サイクルで\$300
HIV 抗レトロウイルス剤 (日和見感染に使用される医薬品を含む)	\$550/月 (患者のメディセーブのみ利用可能。18 歳以下の患者については両親のメディセーブの利用可能)
サラセミア治療(延期剤、輸血を含む)	\$350/月
高圧酸素治療	治療ごとに\$100
静脈内抗生物質治療	\$600/週サイクル、年間利用上限: \$2,400
乳児継続陽気道内圧療法および長期酸素治療用機器のレンタル	\$75/月
サイクロスポリン、タクロリマスなどの免疫抑制薬	\$300/月

入院・手術費用の適用範囲

表	A	B	C
1	\$100	\$200	\$250
2	\$350	\$450	\$600
3	\$800	\$1,000	\$1,200
4	\$1,400	\$1,600	\$1,800
5	\$2,000	\$2,200	\$2,400
6	\$2,800	\$3,200	\$3,600
7	\$4,000	\$4,500	\$5,000

- ◆ 1-7 は手術の難易度を示し、A-C は各カテゴリーの小区分を示す。

例：

出産適用範囲

手術の内容	手術表	メディセーブ利用上限 (\$)
通常分娩	2B	450
鉗子分娩	3A	800
帝王切開	4A	1,400

附録 2: 教育費に適用可能な CPF の算定

出典: CPF ウェブサイト、教育制度ハンドブック、<http://www.cpf.gov.sg>

例: (加入者年齢 55 歳未満の場合)

	例 1 \$	例 2 \$	例 3 \$	
普通口座残高	10,000	30,000	45,000	
普通口座 CPF 投資の利用額	25,000	20,000	35,000	
教育目的に利用された額	0	15,000	5,000	
教育目的で積み立てられた普通口座預金	35,000	65,000	85,000	
教育目的で積み立てられた普通口座預金の 40%	14,000	26,000	34,000	
減額: 教育目的に利用された額	(0)	(15,000)	(5,000)	
教育目的の引き出し上限	14,000	11,000	29,000	(A)
普通口座の現金残高	10,000	30,000	45,000	
減額: 予備額(一定額を想定)*	(3,000)	(0)	(9,000)	
普通口座の預金残高	7,000	30,000	36,000	(B)
教育目的に利用可能な額 ('A' または 'B' のうち低い額)	7,000	11,000	29,000	

- * これは一般に、それ以前に持家購入制度や他の制度のためにとりおかれた額を示す。
また CPF 加入者は、該当する場合、住宅ローン返済などを考慮しなくてはならない。

参考資料

ウェブサイト

1. シンガポール CPF 局 <http://www.cpf.gov.sg>
2. シンガポール保健省 <http://www.moh.gov.sg>
3. ジャパン・タイムズ <http://www.japantimes.co.jp>
4. 財団法人経済広報センター <http://www.kkc-usa.org>
5. 日本 厚生労働省 <http://mhlw.go.jp>
6. 日本 社会保険庁 <http://www.sia.go.jp>

報告書および出版物

7. **中央積立基金: 今後の課題**, 在シンガポール米国大使館、米国国務省
(*The Central Provident Fund: Challenges Ahead*, United States Embassy in Singapore, U.S. Department of State)
8. **CPF 局 2002 年・年間報告書**, CPF 局
(*The CPF Board Annual Report 2002*, The CPF Board)
9. **2004 年 1 月 1 日 CPF 拠出率小冊子**, CPF 局
(*CPF Contribution Rate Booklet 1 January 2004*, The CPF Board)
10. **L. ロウ& T.C. アウ(1998 年)**, CPF による健康、教育に恵まれた豊かな国民生活の供給: タイムズ・アカデミック・プレス出版(L. Low & T.C. Aw (1998), *Housing a Healthy, Educated and Wealthy Nation through the CPF*, Singapore: Times Academic Press)
11. **L. ハテリー& G. タン(2003 年)**, **高齢化の進むアジア: 加速するアジアの高齢化の要因と帰結**: イースタン・ユニバーシティズ・プレス出版(L. Hateley & G. Tan (2003), *The Greying of Asia: Causes and Consequences of Rapid Ageing in Asia*, Singapore: Eastern Universities Press)
12. **C. Y. ホリオカ(1997 年)**, **パネルディスカッション: 日本の公的年金制度: 何が誤っているのか、いかに修正できるか**, 会議議事録, No.41, ボストン社会保障改革連邦準備銀行(C. Y. Horioka (1997), *Panel Discussion: Japan's Public Pension System: What is Wrong With it and How to Fix it*, Conference Proceedings, Conference Series, No. 41, Federal Reserve Bank of Boston Social Security Reform)

記事およびプレスリリース

13. **2003 年 8 月 28 日ゴー・チョクトン首相による内閣声明**, シンガポール情報通信芸術省
14. **大蔵省プレスリリース**, **シンガポールの人口問題: 蔵相、シンガポールの次世代構築のためのロードマップを提案**, 大蔵省ウェブサイト
15. **日本の年金制度: 退職者の急増に直面**, 経済広報センターウェブサイト

16. ベビー論争: “*Too loud, too little, too late?*” 2000年9月23日付けシンガポール・ストレーツ・タイムズ紙
17. **R. ミットン**、シンガポール人はもっと子どもをつくるべきである。しかし成功が利己主義を生み出した、2000年12月1日アジアウィーク誌 (**R. Mitton**, *Singaporeans need to have more babies. But success breeds selfishness*)
18. **C. チャン**、過去26年間で最低の出生率を記録したシンガポール、2003年12月12日付けシンガポール・ストレーツ・タイムズ紙 (**C. Chan**, *Singapore to see lowest birth rate in 26 years*)
19. CPF局、退職計画に新たなイニシアチブを発表、2004年3月19日チャンネルニュース・アジア (*CPF Board launches new initiative for retirement planning*)
20. 論議の過熱する日本の年金改革、2004年4月29日付けシンガポール・ストレーツ・タイムズ紙 (*Heated debate over Japan's pension reform*)
21. **J. ブルックス**、日本の危険な年金計画、2004年5月7日インターナショナル・ヘラルド・トリビューン・オンライン (**J. Brookes**, *Japan's precarious pension plan*, International Herald Tribune Online)
22. **W.K. クワン**、日本、騒動の真っ只中で年金法案を可決、2004年5月12日付けシンガポール・ストレーツ・タイムズ紙 (**W.K. Kwan**, *Japan passes pension Bills amid furor*)
23. **W.K. クワン**、自信喪失が年金制度を襲う、2004年5月24日付けシンガポール・ストレーツ・タイムズ紙 (**W.K. Kwan**, *Confidence crisis hits pension scheme*)
24. **T. カジモト**、徹夜の抵抗の後に年金改革法案が制定される、2004年6月6日ジャパン・タイムズ・オンライン・ウェブサイト (**T. Kajimoto**, *Pension reform package enacted after dramatic all-night standoff*)
25. **社説**、政治的かけひきより年金改革を重視せよ、2004年6月8日ジャパン・タイムズ・オンライン・ウェブサイト (**Editorial**, *Put Pension reform above politics*)
26. **M. サカモト**、さらに悪化する年金制度、2004年6月10日ジャパン・トゥデイ・ニュース・ウェブサイト (**M. Sakamoto**, *Pension system goes from bad to worse*)
27. CPF局、扶養家族保障制度を民営化へ、2004年6月23日チャンネルニュース・アジア (*CPF Board to privatise Dependants Protection Scheme*)